

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 5 年 9 月 20 日

薩摩川内市議会
川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成 川 幸 太 郎

1 陳情第 3 号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書

(1) 付託の時期

令和 5 年第 2 回薩摩川内市議会定例会（6 月 26 日）

(2) 委員会の開催日

6 月 30 日、7 月 28 日、9 月 12 日（3 日間）

(3) 審査の経過及び結果

ア 6 月 30 日、委員間の自由討議により審査を行い、「高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査について、陳情者の願意を確認したい」といった意見が述べられた。

その後、閉会中の継続審査とすることとし、陳情者の参考人招致を行うことを決定した。

イ 7 月 28 日、陳情者の参考人招致を行い、委員から、陳情の願意について「なぜ今なのかという疑問もあるが、岩盤調査と甑島への地下トンネルの利用、使用済核燃料の安全監視といったことと解してよいか」との質疑があり、参考人から「とにかくそのままである」旨の回答があった。また、文献調査に関する質疑があり、参考人から「文献調査は入り口として、調査して、掘削して石を見てもらいたい。石を見れば分かる」といった声もある。難しいからこそ原発の地元としてやってもらいたい」旨の回答があった。

陳情者への質疑の後、委員間の自由討議では、「本陳情について理解を深めるためにも、調査の時間が必要」といった意見があり、その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることとした。

ウ 9 月 12 日、委員間の自由討議により審査を行い、「地層処分に関する施設については、国の方針によるもの」、「高レベル放射性廃棄物処分施設の重要性については、原子力発電所の立地自治体としても重く受け止めなければならない」、「本陳情を広く解釈すると、文献調査を求めていると解されるが、今その時期に踏み込める段階ではない」といった議論があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、採決を求める意見が出されたことから討論に入った。

討論においては、「委員会として文献調査の実施の可否を判断する段階ではなく、採択する理由を見出すことができない」、「高レベル廃棄物の

管理の期間は長期に及ぶが、責任を負えるという科学的根拠は十分でなく、よって放射性廃棄物の処分については異議がある」という反対討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立者なしにより不採択とすべきものと決定した。

なお、この採決結果に対しては、「本市においては、政府のエネルギー政策に長年寄与してきているところである。今回の陳情は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に係る陳情である。最終処分場の必要性は十分理解しているが、最終処分場に係る手続に関しては、政府が主体となり関与すべき事案であるので、本市において可否の判断は現時点では考えられない。」との意見を付することとした。

2 陳情第 4 号 原子力規制委員会からの基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由の説明を求める陳情

(1) 付託の時期

令和 5 年第 2 回薩摩川内市議会定例会（7 月 6 日）

(2) 委員会の開催日

7 月 28 日、9 月 12 日（2 日間）

(3) 審査の経過及び結果

ア 7 月 28 日、委員から当局に対して、基準地震動の見直しについて、九州電力株式会社から説明を受けているかとの質疑があり、「新たな基準地震動について、原子力規制委員会での審査の中で、地下構造モデルにおいて算定した地震の揺れと実際発電所において観測した地震の揺れが整合していないとの指摘がなされ、新規基準に係る既許可モデルを今回審査するという事で申請されたと聞いている」旨の答弁があった。

その後、更なる情報収集が必要として、本陳情は継続審査とすることを決定した。

イ 9 月 12 日、委員から当局に対して、基準地震動の見直しについて九州電力が対応に時間がかかっている理由について、当局が具体的に把握している事項に関して質疑があり、「九州電力が最新の知見等を反映させた上で設定した地下構造モデルを用いた地震の揺れと実際の地震の揺れとの間で相違が生じている状態である」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査を求める意見と、採決を求める意見が出され、起立採決の結果、継続審査を行うことは否決されたことから、討論に入った。

本陳情に対する討論はなく、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。